地域森林計画（平成29年4月～）の樹立・変更について

島根県農林水産部森林整備課

資料１

Ⅰ．森林計画制度の概要と地域森林計画

１．森林計画制度の体系

（政府）　※森林・林業基本法
森林・林業基本計画
◇国の長期的・総合的な政策の方向・目標
（H28.5.24変更）

（農林水産大臣）　※森林法
全国森林計画　（１５年計画）
◇国の森林関連政策の方向
◇地域森林計画の規範
（H25.10.4 策定、H28.5.24変更）

＜国有林＞

（森林管理局長）※森林法
国有林の
地域別の森林計画
（１０年計画）

＜民有林＞

森林と林業･木材産業の長期ビジョン

（都道府県知事）※森林法
地域森林計画
（１０年計画）
◇都道府県の森林関連施策の方向
◇市町村森林整備計画の規範
◇伐採、造林等の整備目標　等
※全国158の森林計画区ごとに作成
島根県の地域森林計画は４計画区

（市町村長）　※森林法
市町村森林整備計画（１０年計画）
◇市町村が講じる森林関連施策の方向
◇所有者等が行う伐採、造林の指針等
（県内全市町村が作成）

（森林所有者等）　※森林法
森林経営計画　（５年計画）
◇伐採・造林、路網等の具体的な計画

２．地域森林計画の樹立期間

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
全国森林計画			変更		樹立			変更		樹立					樹立					樹立
地域森林計画																				
斐伊川			変更	樹立		変更	変更	変更	変更	樹立					樹立					
江の川下流	樹立		変更	変更	変更	樹立	変更	変更			樹立					樹立				
高津川	変更		変更	変更	樹立		変更	変更	変更	樹立					樹立					
隠岐			樹立	変更	変更	変更	変更	樹立					樹立							

【 全国森林計画 】１５年を一期とし、５年ごとに樹立（Ｈ２５年度樹立、H２８年度変更）
【 地域森林計画 】１０年を一期とし、５年ごとに樹立
樹立：隠岐地域森林計画
変更：斐伊川、江の川下流、高津川地域森林計画

３．主な計画事項

（１）樹　立

- ■ 対象民有林の区域
- ■ 伐採立木材積等伐採に関する事項
- ■ 間伐立木材積、間伐、保育に関する事項
- ■ 公益的機能別施業森林の基準、整備に関する事項
- ■ 委託を受けて行う森林施業の合理化、経営等に関する事項
- ■ 森林病害虫対策、鳥獣害防止対策等に関する事項
- ■ 保安林の整備等に関する事項
- ■ 機能別森林の整備及び保全の目標等
- ■ 造林面積その他造林に関する事項
- ■ 林道の開設及び改良に関する事項
- ■ 樹根及び表土等保全に関する事項
- ■ その他必要な事項

（２）変　更　※上記の事項について変更する必要が生じたとき

４．Ｈ２８年度に変更・追加する主な事項

①伐採跡地の確実な更新に向けた取組

平成28年9月に策定した、「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」、「新たな再造林の手引き」に準じて確実な更新を実施。

◇伐採者と造林者の連携による「主伐の促進」と「伐採跡地の確実な更新」

◇伐採と地拵えを同時に行う一貫作業などによる「再造林等の低コスト化」

◇適地適木による再造林

◇造林未済地を発生させることなく、循環型林業を推進

コンテナ苗

②鳥獣害の防止に関する事項

近年、全国的に造林木に対するシカ等の被害が急増しており、「鳥獣害防止森林区域の設定」と「当該区域における鳥獣害防止の方法」を追加。
（平成28年5月、森林法の一部改正）

◇地域森林計画では、「鳥獣害防止森林区域の設定の基準」、「当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針」を計画事項として記載

＊具体的な「鳥獣害防止森林区域」と「鳥獣害防止の方法」は、市町村森林整備計画で定めます。

③隠岐地域森林計画区編（樹立）、その他の地域森林計画区編（変更）

■対象民有林区域（編成調査結果の反映）
■森林整備･木材生産に関する目標数量（森林と林業･木材産業の長期ビジョンの目標に合わせた修正）
■林道等の開設･拡張計画（路線の追加等）

Ⅱ．隠岐地域森林計画区の概要

１．森林の状況

（１）森林面積

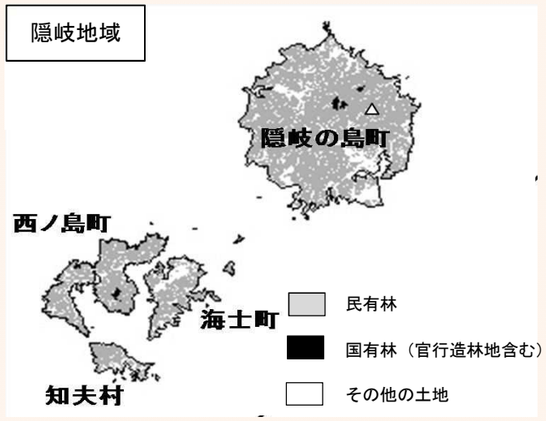

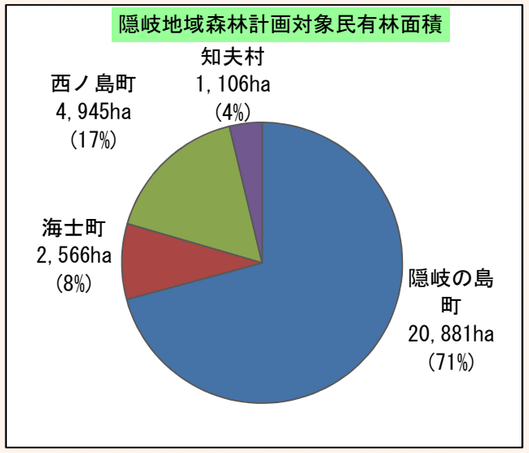

・隠岐地域の地域森林計画対象民有林面積は29，499haで、全県（492，257ha）の6%を占めている。
・市町村別では、隠岐の島町が20，881haと最も広く隠岐地域の71%を占めている。

（２）人工林の齢級構成等について

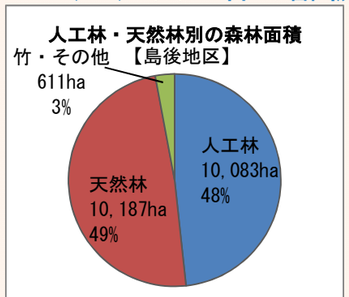

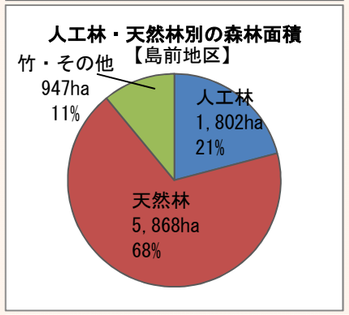

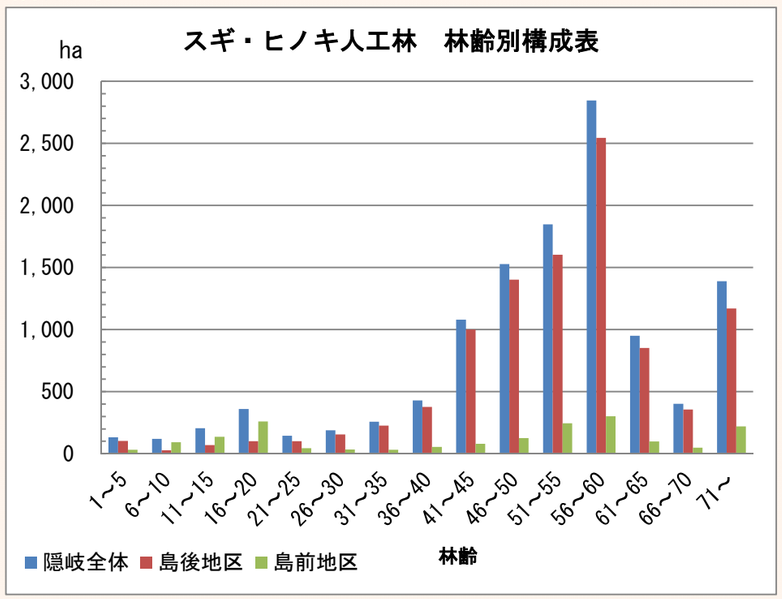

・計画区内の人工林面積は11，885ha、天然林は16，055haで、人工林率は40%と県平均の38%を上回っている。
・島後と島前では森林の状況が大きく異なり、島後地区の人工林は48%と県平均を上回っている一方、島前地区の人工林率は21%と低い状況。
・マツ類は減少しスギ・ヒノキが増加しており、松くい虫被害跡地の他樹種への転換が進んでいる。
・9～12齢級（41～60年生）の森林が多く全体の62%を占めている。

２．隠岐地域の取り組みと目標

（１） 具体的な取り組み

○施業・経営の集約化

＜取り組み方針＞
・森林経営計画作成に取組み、早急に集約化を進めます。

【現況】
□森林経営計画作成面積　　11,260 ha
※民有林に対するカバー率　38%（県平均37%）
※島後地区52%、島前地区5%

○人材の育成（担い手確保・事業体育成）

＜取り組み方針＞
・新たな担い手の確保と、伐出作業に関わるオペレータ等の育成します。

【現況】
□認定事業体数　5団体
□担い手の数　84人（延10,559人日）
□平均年齢　50.2歳（県平均46.2歳）

○生産基盤の整備（路網整備・機械化推進）

＜取り組み方針＞
・路網整備は着実に進んでいます。
・必要な路網整備と、効率的で地域に適応した機械化を進めます。

【現況】
□林道密度　8.6 m/ha（県平均3.6m/ha）
□林内自動車道密度
16.4 m/ha（県平均16.2m/ha）
□高性能林業機械の配備　18台

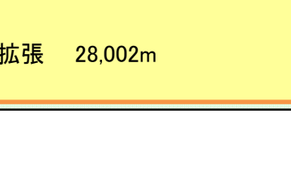

（左）木材生産現場

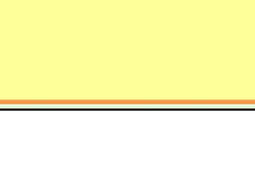

（右）森林作業道

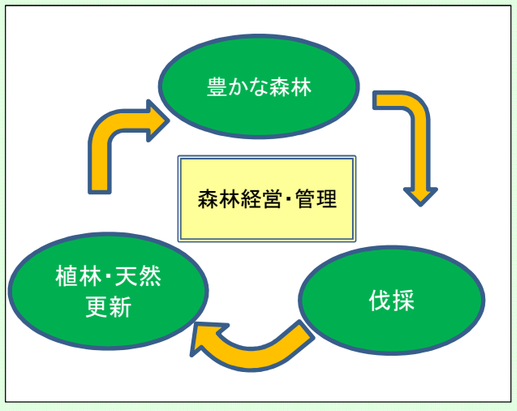

（２） 目標

＜地域森林計画に登載が必要な計画量（平成29年度～平成38年度）＞

○伐採量	■主伐　40万m3	■間伐　9万m3	
○造林面積	■人工造林　560ha	■天然更新　510ha	
○保安林期末面積	■ 5,923ha		
○治山事業地区数	■ 35地区		
○林道等開設・拡張延長	■ 開設　56,732m	■ 拡張　28,002m	

伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドラインの概要　～これからの島根の林業を変える～

（１）ガイドラインの目的

森林を伐採する前から伐採者と造林者が連携することにより、主伐の促進と伐採跡地の確実な更新（人工造林や天然更新）を図るとともに、一貫作業（伐採と植栽を連続して行うこと）などによる再造林等の低コスト化を推進する。

（２）ガイドラインの効果

これまでの伐採と再造林が分断された状況を、ガイドラインの取組により連続させ、森林所有者の再造林への不安（どうすれば良い？誰に頼めば良い？いくらかかる？）を払拭することにより、主伐の促進と確実な更新が図られる。

→ **「循環型林業を次のサイクルへ」、「公益的機能の持続的発揮」**

【効果１】

伐採前に伐採収入と再造林経費を明確化し、再造林への不安を払拭する。

【効果２】

伐採と植栽を連続して行う一貫作業の導入などの低コスト再造林により負担を軽減する。

【効果３】

主伐と再造林のほか、間伐等の施業でも路網整備、機械利用、原木等運搬の共同利用など、施業の集約化を推進する。

【さらなる発展】

〇連携の取組みを積み重ねることにより信頼関係を築き、協定締結や覚書を交わす。
〇連携の取組みの定着・深化により、再造林を森林所有者負担なしで出来る基金などの仕組みづくりへ発展させる。

（３）ガイドラインのメリット

【森林所有者】

〇収益増

伐採収入《**大**》
（木材の最大利用）

再造林経費《**小**》
（低コスト再造林）

【伐採者】

〇森林情報等の共有による新たな伐採地の確保
〇森林経営計画作成による燃料用チップの買取価格の上昇
〇各種事務処理負担の軽減（造林者との役割分担）
〇補助事業等の優先採択

【造林者】

〇再造林事業地の確保
〇森林経営計画作成による施業の集約化
〇補助事業等の優先採択

森林所有者への還元を最大化

（４）ガイドラインで定める内容

①伐採前に伐採者と造林者が役割分担を決め、連名で「伐採更新計画」を作成すること。
②森林所有者へ、伐採収支や保育まで含めた再造林経費を提示し同意を得ること。
③周辺森林を含めて森林経営計画作成と施業の集約化を図ること。
④関係法令等を遵守すること。

［伐採者と造林者の連携イメージ］

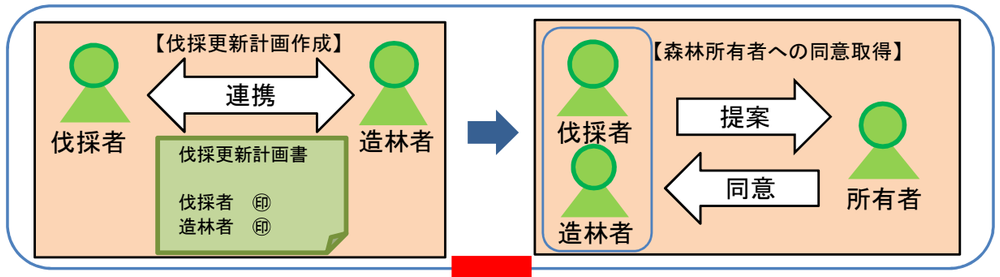

（５）県・市町村等の支援

【県】
〇会議や研修会の場などを利用して意識醸成や優良事例の普及を図るなど、連携を推進する。
〇伐採更新計画を補助事業等の要件又は優先採択とする。
〇伐採者と造林者が、連携に係る協定や覚書を取り交わすよう指導助言を行う。
〇協定や覚書の締結を把握し、重点的に支援する。
【市町村】
〇森林法に基づく伐採届や森林経営計画の認定の際に連携の有無を確認し、必要に応じて指導助言を行う。
〇市町村単独事業について、優先採択に努める。

新たな再造林の手引きの概要　～島根の森林資源をより豊かする～

（１）背景

〇スギ・ヒノキを中心とした人工林の多くが利用期を迎え、人工林の主伐が増加する中、伐採跡地の確実な再生は必須。
〇造林の現場では、適地適木にそぐわない樹種選択を行っている事例も散見される。
〇長引く木材価格の低迷により山元への還元が少なく、再造林経費がほとんど出ない事例もみられる。

（２）目的

〇植栽地に適した樹種選定を行うことにより、成長不良等のリスクを回避し、確実な再造林を推進する。
〇植栽経費の低コスト化により、森林経営に係る経費の低減を図る。

（３）内容

①植栽樹種の選定（適地適木の徹底）

植栽木の生育はその後の収益性に大きく影響することから植栽地に適した樹種の選定手順について記載。

【地位】－ステップ１－
伐採前の人工林の成長状態による判断

【土壌】－ステップ２－
土壌型による判断

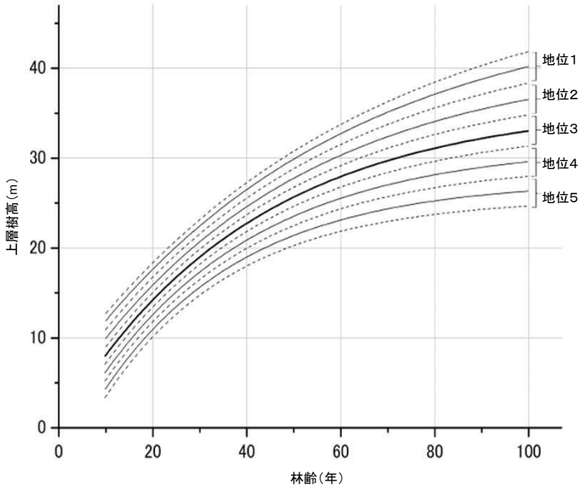

地位別上層樹高曲線（スギ）

島根県森林情報システムに掲載している土壌図

②低コスト再造林

生産目標の考え方、苗木の選択、植栽から育林に関する低コスト作業内容とコスト削減効果を記載。

＜苗木の選択＞

・植栽作業を省力化でき、通年での植栽が可能なコンテナ苗の活用。
　＊コンテナ苗の率先利用（国有林、治山事業）
・成長に優れる精英樹や気象害に抵抗性がある気象害抵抗性品種などから採種穂された優良苗木を選択。

＜植栽・育林経費の低コスト化＞

（低密度植栽）
・従来一般的に行われてきた植栽密度3,000本/haを1,000～2,000本/haの低密度で植栽することによる苗木代や植え付け労務費、将来の間伐経費の低減。
（一貫作業）
・伐採と植栽を連続して行うことによる地拵え経費の低減。
・通年植栽が可能なコンテナ苗の活用と併せた労務低減と分散、初回下刈りの省略。

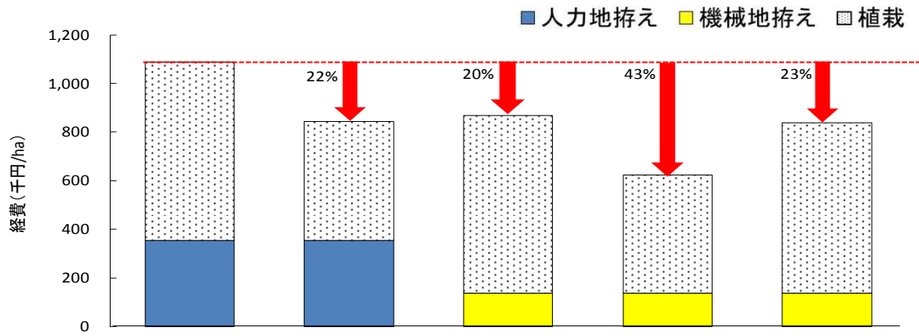

		従来作業（普通苗）	低密度植栽（普通苗）	一貫作業（普通苗）	一貫作業＋低密度植栽（普通苗）	一貫作業＋低密度植栽（コンテナ苗）
植栽本数（本/ha）		3,000	2,000	3,000	2,000	2,000
地拵え	方法	人力	人力	機械	機械	機械
	経費（千円/ha）	355（100）	355（100）	136（38）	136（38）	136（38）
植栽	経費（千円/ha）	732（100）	487（66）	732（100）	487（66）	702（96）
合計	経費（千円/ha）	1,087（100）	842（78）	868（80）	623（57）	838（77）

※括弧内の数値は従来作業を100とした場合の値

植栽方法の違いによる経費試算

③早生樹の植栽

・早生樹：植栽後の樹高成長が早く、伐期までの材積成長量が大きい樹種。
・近年の木質バイオマス発電用の燃料需要の高まりなど、木材の用途が多様化する中で全国的に注目（コウヨウザン、センダン、ヤナギ等）。
　＊島根県においてもコウヨウザンの早期導入を検討中（センダンは導入済）。